事 務 連 絡 令和 2 年 2 月 2 7 日

各 都道府県 住宅担当部長 指定都市 福祉担当部長 中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課国土交通省住宅局安心居住推進課

有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止のための対応について

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(以下、「有料老人ホーム等」という。以下同じ。)の利用者等(有料老人ホーム等の利用者及び職員をいう。以下同じ。)に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について(令和2年2月24日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)」でお示ししているところであるが、医師及び看護師の配置が必須となっていない有料老人ホーム等における感染拡大を防止する観点から、下記により、必要な対応の徹底を図られたい。

記

有料老人ホーム等においては、従来、医療機関等との連携を求めてきたところであるが、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処できるよう、事前に医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討いただくとともに、職員間で共有し、事業所内での周知、徹底を図ること。

以上